

後援会会則

社会福祉法人 福田会

後援会会則

(名称)

第1条 本会は社会福祉法人福田会後援会と称す。

(目的)

第2条 本会は社会福祉法人福田会(以下福田会という)の運営を後援し、もって福田会の発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は福田会内に置く
〒150-0012
東京都渋谷区広尾4丁目2番12号

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成する為に以下の事業を行う

- 1、入所者・退所者を支援する事業
- 2、職員の福利厚生に関する事業
- 3、福田会の運営の援助に関する事業
- 4、会員相互及び会員と福田会との間の連絡等に関する事業
- 5、奨学金事業
- 6、その他必要と認める事業（里親制度等）

(会員資格)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人及び法人で、社会福祉法人福田会の理事会の承認を得た個人（成人）及び法人（企業）とする。

(理事・監事)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 理事長
理事長は理事の互選により理事長を選出する。
- (2) 理事10名以内、
理事は後援会会員の中から理事会で選出する。
- (3) 監事2名以内

(その他役員を選出等)

- 第7条 本会は会長・副会長・顧問・相談役を必要に応じ置くことができる。
- 2、会長・副会長・顧問・相談役は理事会に諮って、理事長が委嘱する。
 - 3、会長・副会長・顧問・相談役および福田会役員は会議に出席して、本会の運営に関し意見を述べる事ができる。

(役員任期等)

- 第8条 理事・監事及びその他役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 2、ただし、任期満了後においても、新たに役員が選出されるまでの間は前任者が引き続きその任務を行う。

(役員等の職務)

- 第9条 理事長は本会を代表して会務を統括する。
- 2、理事長に事故があるとき、また理事長がかけたときはあらかじめ定めた順位に従いその任務を代行する。
 - 3、事務局長は、本会の実務的責任者として、活動方針の作成他議案の作成、会費の徴求、各種支払、会計の責任者として、その任に当たる。

(会議)

- 第10条 会議は理事会として理事が運営し、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 2、会議は理事長が招集する。
 - 3、理事会は、年度初めに召集し、次の事項を議決する。
ただし理事長が必要と認めるときは、臨時に理事会を開く事ができる。
 - (1) 役員を選出に關すること
 - (2) 予算及び決算に關すること
 - (3) 会則の変更に關すること
 - (4) 事業に關すること
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項

(経費)

- 第11条 本会経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって運用する。

(会費)

- 第12条 本会の会費は別途定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(苦情処理委員)

第14条 本会の中に、苦情処理委員を置く事ができる。

(その他の事項)

第15条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

後援会設立時の附則

- 1、この会則は平成25年1月1日から施行する。副会長
- 2、本会の設立当初の事業計画及び予算は第9条3項2号・4号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3、本会設立当初の役員は、第6条及び第7条の規定にかかわらず設立総会において選出しその任期は第8条の定めにかかわらず平成27年3月31日迄とする。
- 4、各種トラブル・苦情の処理は苦情処理委員設置までは理事会にて対応処理する。

以 上

施行年月日 : 平成25年1月1日